

第 10 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議（概要）

日 時：平成 24 年 4 月 12 日（木）13:00～15:00

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員 7 人（日沖委員
及び中川委員欠席）

資料：第 10 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料 1 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討
項目及び検討状況について

資料 2-1 他の道府県の議会基本条例における「議会運営の原則」の規
定の中で「公平性」「公正性」について規定しているもの

資料 2-2 「公平」「公正」の定義及び地方自治法で規定しているもの

資料 3 「議会報告会」についての検討結果

資料 4-1 議員報酬及び費用弁償等に関する規定

資料 4-2 他の自治体の議会基本条例において「議員報酬」について規
定しているもの

資料 5 他の道府県の議会基本条例において「議員活動」について規定
しているもの

資料 6 「地方議会議員の位置付けの明確化」議員立法を求める緊急要請

資料 7 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表案

委員：ただいまから第 10 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を
開催する。まず、資料 1 の「議会基本条例に関する検証検討プロジェクト
会議における検討項目及び検討状況について」をご覧いただきたい。資料 1
の 6 ページ「6 議会運営の原則」について、「公平性」、「公正性」、「透明
性」及び「県民に開かれた」といった文言を条例に規定できないかとの意
見があった。「透明性」と「県民に開かれた」という文言については、前回
の議論において、既に第 3 条第 1 号において「積極的に情報の公開を図る」
や「開かれた議会運営」と書かれており、反映されていると考えられるの
で、あえて書き込む必要はないとの結論だった。資料 2-1 をご覧いただき
たい。これは前回と同じ資料であるが、他の道府県の議会基本条例におい
て「公平性」、「公正性」が条文に規定されているものを記載している。ま
た、資料 2-2 には、「公平」や「公正」の定義及び地方自治法上の規定の
有無について記載している。

なお、前回、「公平性」、「公正性」、「透明性」について、他の道府県の逐

条解説はないかとの質問があったが、なかった。「公平性」、「公正性」は、当たり前のことと言えば当たり前のことである。

委員：民主主義のもとで議会運営をしている限りは、当たり前すぎることであり、あえて今回の改正で文字として規定する必然性には乏しいという気がする。提案しながら恐縮であるが、現状のままでよいという意見とさせていただきます。

委員：他にいかがか。よろしいか。では、原文のままということで整理をさせていただきます。(了承)

次に「11 議会報告会等」について、議会報告会や意見交換会などの規定を条文に規定し、議会の責務として定期的実施してはどうかとの意見があった。このことは、広聴広報会議において検討がなされており、その内容については、資料3の「議会報告会」についての検討結果にあるように、前回の3月19日に行われた広聴広報会議の結論となっている。既に議会改革推進会議、それから代表者会議でも承認をいただいているので、一応フィックスしたものである。「現場 de 県議会」をはじめ、既にさまざまな広聴の取り組みを実施しており、今後はより効果的な広聴広報の手法を広聴広報会議で検討していくという結論となっている。なお、議会基本条例では、第18条第2項において「県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努める」との努力義務規定があるが、さらに義務規定とすべきか意見をお願いする。事務局、この広聴広報会議の結果について説明をお願いする。

事務局：発端となったのは議会改革諮問会議の最終答申で、議会報告会の趣旨は、県議会の活動概要を報告しつつ、県政全般について県民の意見を広く聴く機会を設け、そして議会での議論、本会議、委員会等での質問・質疑に生かしていくものとされている。この観点から、本県議会の広聴広報活動を見ると、「現場 de 県議会」、その前身の「出前県議会」、「市町議会との交流・連携会議」、それから常任委員会での県内調査における県民等との意見交換会などの広聴広報活動を行っており、提言されている内容の多くは既に実施しているというのが、広聴広報会議の認識である。昨年には「現場 de 県議会」を「離島振興」、「女性の声を県政に」というテーマで行い、参加者からいただいた意見を、「みえ県民力ビジョン」や「三重県行財政改革取組」に反映させるべく、知事に対する県議会からの申し入れに盛り込むという成果につなげることができたと整理されている。最終的には、最終答申で提言されている議会報告会の趣旨は、「現場 de 県議会」など三重県議会におけるさまざまな広聴広報の取組の中に含まれており、議会報告会の具体的な内容をはじめとしたより効果的な広聴広報の手法については、今後、広聴広報会議でさらにより充実するよう検討していくという報告と

なっている。

委員：総じて広聴広報会議の結論は、議会報告会は今やっていることに既に含まれている。今後も広聴広報でそういう手法を検討していくということである。要するに、議論をいただいたのは、努力規定から義務規定に変えるかという話だったが、広聴広報会議の結論が努力の話をしているので、今の形である努力規定というのが真っ当ではないか。意見があれば願います。

委員：提案された委員が今日は欠席であるが、私も広聴広報会議の議論を踏まえると、義務規定と言うよりはもう少し努力する部分もあるから努力していこうという今の姿勢をしばらく続けていくことも必要という気もしており、現行のままという意見である。

委員：他にいかがか。では、現行のままの努力規定という形で整理をさせていただきたいが、よろしいか。

(了承)

では、続いて、「21 議員報酬」、「26 議員活動の明確化」、「29 政務調査費」については互いに関係することから、併せて議論をお願いします。まず「21 議員報酬」については、「議員報酬の在り方や考え方を十分に規定してはどうか」との意見であった。参考に、資料 4 - 1、これが「議員報酬及び費用弁償等に関する規定」、それから資料 4 - 2「他の自治体の議会基本条例において議員報酬について規定しているもの」を用意した。次に、「26 議員活動の明確化」について、「本条例に議員活動を明確にできないか。また、逐条解説に議員の活動原則を書き込むことはできないか。」との意見であった。これも参考に資料 5「他の道府県の議会基本条例において『議員活動』について規定しているもの」を用意した。

また、前回の会議においても配付した資料 6「『地方議員の位置付けの明確化』議員立法を求める緊急要請」の 8 ページの第 89 条の 2 をご覧いただきたい。議員の責務として、「普通地方公共団体の議会の議員は、選挙により選出された住民の代表という高い独立性の下、住民の負託と信頼に応えるため、広く当該普通地方公共団体全般の課題及びこれに対する住民の意思を明確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として議会活動を通じて住民の福祉の増進に努める責務を有する。」との案が出されている。このように、「議員活動の明確化」については、全国議長会から国に対し、緊急要請をしている段階であり、これに先立って県の条例に規定するかどうかについて検討が必要である。また、次に三重県議会基本条例には、既に第 4 章で「議員の責務及び活動原則」について規定を置いている。最後に、「29 政務調査費」については、地方自治法で定められているが、その改正につい

ても資料6の10ページにあるように、政務調査費を「調査研究」に限らず、「住民意思を踏まえた政策立案、住民に対する議員活動の内容・成果の説明など議員活動を支える議会の諸活動に要する経費」として支出できるよう、全国議長会から国に対し緊急要請をしている段階であり、「26 議員活動の明確化」と同様、これに先立って県の条例に規定するかの検討が必要である。これらについて意見をお願いしたい。資料5は「議員活動」について規定している条例である。「議員報酬」についても資料4-2であるが、議員報酬は他県の議会基本条例では「～の条例で定める」という書き方である。四日市市の場合は、「第33条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。」という書かれ方がされている。帯広市は「第19条 議員報酬等は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、帯広市特別職報酬等審議会条例に定める審議会の意見を参考にするものとする。」という書き方がされている。条例の文言上、「議員報酬とは何か」とは書かれておらず、「何々の条例で別途定める」という書かれ方が一般的にされている。今、三重県の報酬関係について調査会で検討を行っており、中間報告がなされている。その中間報告の中にも、「議員報酬とは何か」とは書かれていない。議員のやっている仕事の内容の一覧表があり、グレーゾーンは除いた、ここまでは確実に議員活動と言える仕事と知事の仕事とを比較し、7割程度までは確実にいわゆる見合いの分という報告であり、「議員活動とは何か」、「議員報酬とは何か」という規定を定めた文言は書かれていない。さらに、6月末まで政務調査費についての検討も行っているということである。

委員：議員報酬と議員活動だが、資料4-1にあるように、現行の地方自治法と我々の議員報酬等に係る条例の中ではどうあるべきか、というのが欠落しており、改めて「議員報酬とは何か」という基本的な考え方を条例に掲げて、不断の見直しをしていくことを謳ってはどうか。そういう考えからすると、四日市市の条例を見習い、「県民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定めなければならない。」という一文を入れてはどうか。そうすると、その県民の負託に応える「議員活動とは何か」ということで、議員活動の項目も条例上定めていかなければならず、北海道の基本条例を参考にする案もあるし、資料6の全国議長会の8ページの「議員の責務」という文言を先行してどこかに一条入れて、例えば「議員の責務」に「県民の負託に応えるため議員活動の対価であることを基本とし、定めなければならない」という条例改正も一つ検討してはどうか。

委員：議員活動を明確に書き入れることに賛成する。北海道の条例を参考にし、て議論してはどうか。とりわけ北海道の条例の中には、日常活動の中に含

まれている公的行事、道民の意見聴取等が書かれており、この点はこの機会に位置付けをし、我々の通常の議員活動は何であるか、ということをも明確化していく必要がある。

委員：前回、前々回の検討会で、4月中にまとまらない事項については、今後の議論に委ねる事項にしてはどうかということで、一応皆さんから是というご意見をいただいた。この議員活動、議員報酬の議論は今、地方自治法の改正待ちの部分があり、現実に全国議長会も要請をしている。その議員の位置付け、いわゆるこの根本のところは「議員活動」という言葉である。「議会活動」というのは、我が県でも一応定義しており、「議会」というのは、地方自治法にいくらでも出てくるが、議員の活動はほとんど規定がないという状態になっている。議論としてどこまでが議員活動と言えるのか。また、議員の報酬はどこまでがその対価と言えるのか。現在、第三者機関である学識者の方に委ねているが、結論が出ていない。その結論を待っていたが、これも6月末まで議論がかかるという状況であり、今回、これを規定していくかが、今日の議論になると考えていた。議員報酬等に関する在り方調査会から、「議員とは何か」という部分についても意見をいただいた。その時に出たのが、「公選職の特別地方公務員」という言い方であった。また、前々回の二人の学識者に来ていただいた際の事前打合せの中で出た話として、要するに「議員」とは、「選挙によって選ばれる人」だと。では「報酬」の生活の部分と議員としていただく部分との違いをどこで線を引くかと言えば、生活保護で保障されている金額が生活の部分で、それ以外は、「能力給」という解釈になるという言われ方だった。選挙に出、当選し、そして住民の負託に応える資格を持って議会へ行くということに対して報酬は保障されるということであった。そうすると、「議員活動」を規定するところではなく、「公選職」というところに一番重きがあり、そこから報酬が決められるという解釈になっていくのかという思いで話を聞いていた。ただ、これもいわゆるオーソライズされた意見ではないと思う。なので、今回の基本条例の改正では、この部分について今後の検討としてはどうかと考え、正副座長としては臨んでいる。皆さん、いかがか。

委員：座長が言われたように、それは今日明日だけの議論で結論はなかなか出せないと思う。期限があり、このメンバーでこのまま続けることができないということであれば、結論的には、この問題を次にどういう形でやっていくかということを検討していかざるを得ない。しかし、ここが一番重要なことであり、このことを曖昧にして、基本条例という議会の基本中の基本を決めることは、一番の基を不鮮明にしたまま成果を出さざるを得ないということであり、非常に残念な思いになる。それから、議長会などが要

望を行っており、その結果待ちということだが、その結果を待ち、それを受けてやるという姿勢は、三重県議会の今まで求めてきたものでなく、我々は一步先んじて「こうあるべきだ」というものを提案していく姿勢をもってやっていく必要がある。最終的に結論が出ないにしても、今できる限り時間をかけて議論をしていく必要のある大事なテーマである。

委員：基本的に同意見である。とは言うものの、今日明日の議論で改正条文案を意見として取りまとめて各会派に持ち帰り、また今日欠席の方もみえ、そういう中で強引に進めていくことまでは求めないが、条例上、やはり何らかの足跡を残しておくべきである。例えば今の条例第 28 条に「検討」というのがある。この「検討」とは、この議会基本条例を常に見直しなさいということが書いてある。例えば、その第 2 項に特出しで今議論している「議員活動」や「議員報酬」の在り方、それから「政務調査費」のことに ついて、期限を切って「平成 24 年度以内に検討を加えること」というぐら い明確にした上で申し送るのであればいいが、このまま申し送るのでは、 きっとどこかに話が消えてしまう。今日申し送るにしても、申し送り方があるのでは、ということをお願いしたい。その案が今申し上げた第 28 条に 第 2 項を追加する、ないしは附則でもかまわない。附則でよいかは法令上 の話なので、事務局から意見があれば教えていただきたい。

事務局：期限を切るのであれば、附則に書き込んではどうか。本則の中に、「今 後～については検討を進めるものとする」といった条文でもいいかと思う。

委員：今、消費税を 10% に上げて、「その後社会情勢を見てさらなる～」という 条項を入れるか入れないかでもめているが、私はそれと同じイメージであ る。だから、申し上げたいことは、座長の申し送りということでもいいの だが、やはりもう少し我々として議論してきた足跡を残すという意味では、 条例の中でやはり何らかの文言を入れるべきではないか。その在り方論を どこで議論するかは、もう一度代表者会議で検討していただく。それをこ の検討会として受けるか、違うワーキングを作るのか、それは委ねるが、 議会としてそれは検討しないといけないということを、このメンバーのメ ッセージとして、出しておくべきである。それが法令上無理があるという ことであるならまた考えないといけないが、さっき申し上げた消費税のよ うな議論を聞いていると、可能ではないか。事務局にサポートしてもらえ るとありがたい。

事務局：本則に残した方がいいのか、附則にした方がいいのか、検討させてい ただきたい。ただ、足跡を残すという趣旨は事務局としても理解している。

委員：それでは、これはもう少し議論をさせていただきたいので、先に違う話 を進めさせていただき、その後、議員協議の中で議論させていただければ

と思うが、よろしいか。

(了承)

続いて「24 文書質問制度」だが、条文を追加し、詳細については会議規則や申合せにより定めることとしていた。前回、具体的内容について一通り検討いただいたが、このうち「5 提出された質問書を決定する方法」の議会運営委員会への諮り方や議事録の作成の具体的な方法について別途検討することと整理している。17 ページで、一応これを案としてフィックスさせていたきたい。少し変えた箇所がどこかと言うと、18 ページの「5 提出された質問書を決定する方法」で、「議長は、議会運営委員会に諮り決定する（閉会期間中の対応については別途検討する）」とある。前は「持ち回りなど～」と書いてあったが、いきなり「持ち回り」というのは表現もしづらいし、どういう方法でやるのかという話にもなるので、このような表現にさせてもらいたい。それと、「9 会議録の作成」で、「本会議の会議録として作成する（閉会期間中の対応については別途検討する）」とある。閉会期間中はいわゆる議事という形にならないので、どのように議事録に残すかということ、一度整理しなければならないということで、ここもこのような表現にさせてもらいたい。よろしいか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。それでは、休憩を入れて、委員協議とさせていただきます。

休 憩

委員：再開する。これまでの議論を踏まえ、三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表案を資料 7 のとおり作成した。資料 1 の該当箇所、資料 7 の新旧対照表を併せてご覧いただきたい。まず「3 議決責任」であるが、第 7 条の「議会の説明責任」の箇所である。ここに、「議決責任を深く認識し」という文言を加え、このような条文にしたいと思うが、いかがか。よろしいか。

(了承)

では、そのようにする。次に「8 議会と知事の役割」についてだが、第 8 条第 2 項、ここに「合議制の議事機関としての独自性を生かし」という文言を加え、「議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。」ということに、させていただきたいが、いかがか。

(了承)

それでは、そのようにする。次に、「21 議員の定数及び選挙区」について。第6条の2を追加し、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」との条文を新設したいが、いかがか。なお、どの章に位置付けるかについては、第5章の「議会の機能の強化」の中に第17条の2として新設することや、第7章の「議会改革の推進」の中に第23条の2として新設することも考えられる。いかがか。

委員：「県民の意思等」の「等」とはどういう意味か。

事務局：県民の意思だけではなくて、他府県の状況や社会情勢など、諸般の事情も含めてという意味で「等」ということになっている。

委員：「不断の見直しを行う」という意味でいくと、第7章の「議会改革の推進」に当たるという思いもあるが、ただ「議会改革の推進」の今あるものが「議会改革推進会議」と「交流及び連携の推進」なので、その並びというのはいかがなものかと考えると、やはり「議会運営の原則等」の第3章が場所的にはいいのではないか。

委員：第3章「議会運営の原則等」に入れさせていただくということによろしいか。

(了承)

では、そのようにする。次に、「22 会派」。第5条に第3項を追加して、「会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。」ということを新設したいが、いかがか。

(了承)

では、そのようにする。次に「24 文書質問制度の運用」。第14条の後に第14条の2を付け加え、第1項として「議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。」とし、第2項として「前項の手続き等に関し必要な事項は、議長が別に定める。」との条文を新設したいが、いかがか。なお、どの章に位置付けるかについては、第4章の「知事等との関係」の中に第10条の2として新設することも考えられる。今の案は第5章の「議会の機能の強化」の中に第14条の2を付けるというものである。よろしいか。

(了承)

では、そのようにする。最後に、新旧対照表が最終ページに付いているので、こちらも確認願いたい。次に、議会運営委員会において検討をお願いする項目であるが、資料1をご覧ください。資料1の6ページ、「5 議場での質疑等の方法」について、それから8ページの「9 質問趣旨確認」について、また17ページの「24 文書質問制度の運用」について、議会改

革推進会議役員会へ当プロジェクト会議での検討結果を報告した上で、議会運営委員会への依頼を行うこととしたいが、いかがか。それから、先ほど申し上げた「24 文書質問制度の運用」のたたき台を作ったが、これらを議会運営委員会の方で検討していただきたいという依頼を出そうということである。本検討会は、議会改革推進会議の下で作られるので、そちらへ報告した上で議会運営委員会の方へ出させていただきたい。よろしいか。

(了承)

最後に、今後の日程について。パブリックコメントを行っていきたいと考えている。

委員：中身の検討はこれで終わるのか。

委員：中身の検討は今からもう一度行う。先ほどの話の続きである。手続き上の話をとりあえず進めておき、後から中身の検討を行う。後からの話によって変わる可能性もあるが、今、念頭に置いているのは、改正案を6月の議会に上程をするということになると、5月にパブリックコメントが必要となる。一般的にパブリックコメントは一月間程度の期間ということになるので、4月末あたりからパブリックコメントを行い、その上で6月に上げていくという形にしてはどうか。今の案では、4月25日から5月24日までの一月間で意見をいただいた上で修正案を作っていくということで考えている。それからもう一つ、執行部との意見交換を行う必要がある。これについては5月2日の午後1時からでお願いしたい。なお、執行部の出席者は総務部関係職員として、誰が会議で意見を述べるかは執行部に一任したいが、いかがか。

(了承)

では、そのようにする。今日の話は、「議員報酬」と「議員活動」であり、執行部とはあまり関係のない話なので、結論が出なくても執行部との意見交換は5月2日に行うということで、ご了解いただきたい。あとはよいか。

委員：5月24日にパブコメを締め切り、それからまたこの検討会を開催しなければならぬが、このメンバーが残っているのか。

委員：残っている。

委員：役員改選後も、このままということか。

委員：残っている。そういうことで、ここまで決めさせていただき、今から委員協議の方に入らせていただきたいが、よろしいか。

(了承)

事務局：先ほどの検討条項について、本則か附則のどちらに規定するかという点だが、期限付きということを見ると、附則の方が適当であるという話をさせていただいたが、附則の性格として、本則に何か規定があり、それ

について何か規定を設けるといのが附則の性格なので、本則に何らかの規定がある必要がある。そこから考えると、今回の方針については本則がないため、ない本則に対し附則だけを付けるというのは難しく、事例的にも、本則にないものに対し何か見直し条項を附則で付けるということはないかと思う。そうすると、本則に規定するという可能性が出てくるわけであるが、今ない本則について本則で見直しを規定する場合どういう表現があるのか、まだ調べきれていない。もう一つ、案としては、附帯決議を付すやり方もあると思う。現在、議員年金について、1年以内に案を出すよという附帯決議が国会に出されているが、それと同じことをこの基本条例の改正時に議決するということである。この検証検討プロジェクトとして附帯決議をするというものではないが、このようなやり方もある。

委員：整理すると、条文上に規定するのは少し難しく、やるのであれば附帯決議というやり方があるということか。

委員：条文の内容変更は、これで一応終わり、あとは今の附則なり附帯決議でどう書くかという内容の委員協議を行うという進め方になるのか。

委員：要するに、議員報酬、議員活動、それから政務調査費、これらについて規定を置くかどうかの話である。置かないとなった場合に足跡を残してはどうかという意見があったので、どうするかという話である。

委員：本則に載せない場合の話か。

委員：そういう話である。特に今日の議論になるところが、現在、地方自治法改正を含め、議員報酬についても動いており、さらに、三重県議会の方でも学識者の方に議員報酬と政務調査費について検討を依頼している。その結論が6月末で区切ってあるので、それを待って議論するのが妥当な話かと思う。別にこのプロジェクトを9月まで延ばし、それも反映していくのも一つの方法かもしれない。ただ、このプロジェクトを作った時に、一応年度末が目途だったので、6月(には条例案を作成)という思いがあり、そこで4月までに結論がなかなか出ないものはそこで区切ってはどうかというのを前々回、皆さんにお諮りをしたという経緯がある。皆さんが、もう少しやって6月ではなく、それ以降でもよいということなら、それも一つ。その場合は再度、議会改革推進会議には「延期する」という報告をしなければならぬ。ただ実際に、もう一つ申し上げると、延ばして本当に「議員活動」が定義できるかと言うと、なかなか自信が持てないところもある。

委員：先ほども言ったが、我々自身が国や法律学者等の学識経験者の意見を待たずに、自らが議論し、決めていくということが大事である。議員報酬にしても、政務調査費にしても、今の議員活動の在り方にしても。しかし、

お互いに議論して築き上げる場がなかなかなく、今まで外からの意見を聞きながら決めてきたという面があった。今回、約1年の期間をかけてやってきたここでの議論は、相当まれにみる意見のやり取りであり、ここまでそれぞれがお互いに意見を言い合ってきた場を解体し、もう一度一から議論を積み上げて、ここまで行けるかどうか分からない。だから、ここでやれることはしっかりこの機会にやってはどうか。この機会を逃したら、あと5年先10年先できるかどうか分からない。今回、時間的に許される範囲で議論し、その結論を仮に県議会がお願いした報酬調査会の委員の方がこれからその議論をするのであれば、我々の検討会としてはこういう議論があったということを経験として持って行き、参考にしようということがあってもいいのではないかと。お願いしておいて、議会の方の意見を先に持ち込むのがルール上いいのかわからないが、そのように思う。それから、国や全国議長会がやっていることは、勿論参考にしなければならないが、我々はそこに左右されることなく、三重県として決めればよい。三重県が先行して、今言う公選職などを先んじるようなことを理念にし、これからの政務調査費や報酬の在り方を我々が決めていくことに問題はないのではないかと。ただ、三重県議会が作った議員報酬等に関する在り方調査会は、自分たちが作ったものだから、これはやはり配慮していく必要がある。もう一つ、議員活動とは何か。これだけはどうしてもこの機会に作っておくべきではないかと。議員とは何かということは法律も決めていないし、国も県もどこも決めていない。北海道は参考資料のように決めている。これを参考にして、三重県の基本条例に、議員たるものはこうであり、その活動はこういうものであるということをもまず規定しておく。そうすると、その活動に対して報酬はどこまでを対象とするかという議論も次にでき、それから政務調査費もその活動のどの部分が政務調査の対象になるかという議論ができる。また、会派の規定の方に盛り込んだように、「会派活動とは、前条の議員活動のこの部分を支援する活動をする」ということも生きてくる。基の議員が何たるかを決めないで、議会基本条例があること自体に疑問を抱く。何とかこの議員活動の原則、議員活動とは何か、これだけはいかなることがあっても、この検討会で文章で表現してもらいたい。

委員：おっしゃることもよく分かるが、議員活動についてここで議論するとかなり時間を要するし、かなり重たい課題で、さらに時間をかけてやらないと結論が出てこない気がする。

委員：確かに議員活動というのは何かというのを規定することについて、今までこのプロジェクトの中でも議論はあったとしても、一つ一つこういうものが議員活動だという部分を掘り下げておらず、それを文言として整理し

ていくのは、時間のかかる作業である。ただ、さらに次の見直しまでこの問題を置いておくことは、大きな問題である。「議員活動」という部分が議員報酬、政務調査費に関わってくることだから、その議員報酬、政務調査費の部分がこの6月に議員報酬等に関する在り方調査会のほうでの結論が出るということであれば、この問題もそことリンクしていく必要がある。このプロジェクトを延ばすのかどうかについては、何らかの形でこの問題を検討していく、その猶予というものが必要ではないか。

委員：別のタイミングを待っているとズルズル行くイメージがある。だから、今できる結論を出した中で、外部的な状況が変わったらまたその都度考えればよい。

委員：今回の議論はもうここまでにしておくということか。

委員：はい。それか、ここで続けて結論を出すか。

委員：続けてでも結論を出した方がいいと。

委員：本当に根幹に係わる部分なので、どうしてこれが後になってしまったのかという気が若干している。

委員：議員とは何かと言うと、大上段でものすごく難しいことを考えるかも知れないが、議員活動を我々はやっているわけで、その中の議員活動の部分をここに列記できればいい。議員報酬の対象になることと、政務調査費の対象になることについては、一応、規定はされている。本会議や委員会活動、これは議員活動として位置付けられている。それから政務調査費の対象になっている政策研究、これは議員活動として認められている。しかし、それ以外を議員活動として認める根拠がない。福祉の大会へ行く、学校の行事に参加する、県の公式行事に参加する。これらは議員活動としての位置付けがない。グレーな部分はたくさんあるが、そういうところがどこにも規定されていないこと自体がおかしいので、この機会にせめてここまではやっていくべきだというのを書き込まないという気持ちである。北海道の例しか詳しく読んでいないが、そういう他県の書かれている状況を見たら、この機会にもう1、2回やれば十分可能な内容ではないか。

委員：議員活動をどう定義するかは、いろいろな意見があり、全国議長会が国に対して言っていることが実現するののかも、まだ見通しが分からないし、どういう結果が出るかも分からないという意味では、今後継続して議論をしてよい課題かと考える。そこで、先ほど言われた、この議論をした足跡を残すということでは、四日市市議会の規定を参考に「議員報酬は、県民の負託に応える議員活動の対価である」というものを条例としては残し、「議員活動」と書く以上、これについては附則で一定の期間で結論を出すという形にするのはどうか。そこは、本則にないものを附則に書けない

ということだったので、四日市市議会が書いている内容を書くことで、その期間を切るというやり方でもいいのではないか。

委員：「議会活動」というのが今までまったく何も書かれていないかと言うと、議員の活動原則が第4条に少し書いてある。今回新たに盛り込む会派のところにも、「議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動」という言い方がされている。一応「議員活動」について一定のことは書かれているので、そういう意味でも、今の案もよいかと考える。議員報酬のことは何も書かないと言うよりは、何か書けるのではないか。それを書いたとして、どう議論していくかについては、時間をかけるべきである。別のステージでもいい。

委員：私の引っかけりは参考人の話で、単純にはこう言われた。「議員の報酬は、選挙に受かったからもらえる」と。学術上の話だと思う。反論するわけではないが、現に、議員として当選して、何の活動もせず、議会に来なくても議員報酬はもらえる。では、その議員を辞めさせられるかと言うと、辞めさせられない。ということは、学術上で言えば、選挙に出て当選した人は議員である。それしか、法律上、議員を規定するものはない。ということは、議員報酬は対価ではなく、「議員である」ということの対価ということである。議員が、要するに選挙に当選した人が何か活動すれば、それは全部「議員活動」と言わざるを得ないというのが、参考人の意見だったと私は解釈した。その話を聞いた中であれば、このような規定ができるのかという根本的なところから議論をしていかないと多分難しいのではないかなので、思想としての議員報酬も分かるが、現実論としては、例えば、当選した次の日に病気で倒れ、4年間寝込んでいても保障されるであろう。現に三重県議会には、議員の途中で倒れられて、終わりまで、確か2年間ぐらい議会に出て来なくても報酬をもらっていた方もおみえになったはずである。であるなら、この規定というのは本当に慎重に議論していかないと、なかなか決められないのではとと思っているので、これを今回入れていくのは、やはり難しいかと。議論の過程を残してどこかの場面でまた議論を行う形を作ればよいのではないか。

委員：四日市市の条例の「市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし」という内容、これは本当に非常に検討すべき内容だと評価したいと思うが、ここまで議員報酬を言い切ってしまうと、後々への議論の展開の先が読めない。ここまで書き込むのはもう少ししっかり研究しないといけない。それから、「当選することに対する対価」という話は、参考人の話だとは言え、まったく新しい説である。議員報酬というのは、少なくとも行動の対価だと言われてきたし、我々もそう言ってきた。対価は、本

会議と委員会活動という、今まで常識的にこの議事堂の中で中心に行われてきた活動に対して、その対価として決められてきたと思っており、それを当選して身分を持ったことに対する対価だと言い切ってしまうのは問題ではないか。我々は住民の代表としてこの議会へ出て議論をするという立場で、その活動費としてもらっており、やはり行動の対価ということの基本にしてその額が決められているということであれば、そこをベースにしていかざるを得ない。では、本会議と委員会と、それから地元の日常活動との間にグレーの部分があるではないかと。どこまでが議員報酬の対象の部分なのかというところが難しく、次に表に出てくるのは公務災害である。調査活動でどこかへ行き、交通事故に遭って亡くなられた。その時に報酬対象の部分であれば公務災害になる。これは報酬対象だと。しかし、公務災害にならない部分がある。自分が一人で地元の河川を調査に行き、それを政務調査費として報告すると、それが報酬の対象かと言えば、対象ではない。少なくとも政務調査費ではあるけれども。これはおそらく審議はされているであろうが、公務とは見なされないだろう。そういう部分について、どこまでが議員の本来の公務としての行動の範囲なのかということをもまず規定してもらいたいという思いがある。それが調査会に委ねた期待でもある。まずそこが決まってくると、次に政務調査費の対象の範囲をどこまでにするかということになるが、政務調査費も今までの判決事例等の中で絞られてきて、本当に政策研究だけになってきている。そういう中で、我々の本来の半分以上のウェイトを持っている議員の日常活動というのは、一体どこに足場があるのかということに今なりつつある。やはり、そのところに対する位置付けが明確にされない限りは、この議会のあるべき姿、あるべき基本というのが曖昧なままになってくる。そういうことから、今の報酬についての考え方には、すぐさま賛同しにくいと感じる。

委員：一応皆さん方からいろいろ意見をいただいた。そろそろまとめに入っていきたい。いろいろ選択肢はある。先ほど私が申し上げたとおり、このプロジェクトの議論を引き続きしていくのも一つだし、一回ここで区切って当初の予定どおり6月で決着させていくのも一つである。まずこのあたりから決めていきたい。よろしいか。

委員：議会改革推進会議の幹事長として、対応はどちらでも可能ということをもまず申し上げておくが、こういうプロジェクトものは、ズルズルするものではないと思う。私は別プロジェクトを立ててもらう、それは議会改革推進会議として立ててもいいと思っているので、その意味では、やはり一つ区切りは付けたい。附帯決議というアイデアがあるので、議員報酬、議員活動、議員とは何かということについては引き続き検討し、早急にと言え

るかどうかわからないが、結論を得るように検討をするという附帯決議をこの改正に伴って入れ、それを受けて議会改革推進会議なりが新たなプロジェクトを立ち上げて行っていくのは、一つの形としては継続性もあるし、足跡を残せるのでいいのではないか。

委員：このような意見が出たが、どうか。それでよろしいか。

委員：はい。

委員：では、この話は、このプロジェクトが行える話では多分ないと思うが、附帯決議を目指していくという形にさせていただきたい。その内容等については、次の時にお示しをさせていただければと思う。では、先ほど議論をさせていただいたとおり、4月25日からパブリックコメントを取るということでよいか。

(了承)

それでは、そのようにさせていただく。では、次回の日程は、5月2日13時から執行部との意見交換ということにさせていただき、今日はこれで終了とする。